

第4回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会

日時 平成28年3月17日(木) 10:30~11:40

場所 ラプラス青い森 3階 プリムラ

(事務局)

ただいまから第3回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会を開催いたします。

議事に入ります。委員会設置要綱第4条第2項の規定によりまして、委員長が会議の議長となりますので、ここからの進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、次第に従い議事に入ります。議事(仮称)青森県子どもの貧困対策推進計画案について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1-1・1-2・1-3により説明

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

(敦賀委員)

先月、新聞に報道されていた困窮世帯の大学入学を支援する奨学金ですが、これは資料1-2のどこの項目の事業に該当するのか、また、この新しい事業を決定したというのが、もともとあった計画なのか、この会議の意見など反映させて決定したものなのかを教えてください。

(事務局)

資料1-2の「家庭福祉対策教育支援貸付事業費」です。これは、公益財団法人青森県育英奨学会が実施する新たな奨学金制度の事業費を補助する事業となっています。貸与人数は100人で、大学入学時に係る経費に対応するもので、一定の要件、県内に居住し雇用者あるいは自営業など形式は問いませんが就業していれば返還を免除するという制度になっています。県内居住、就業の期間は3年間とし、就業先として公務員は除くこととしています。

また、当制度は、県が事業化をしていく中で、委員会の場に出た意見等についても勘案しながら制度の構築を進めてきたものです。

(小野委員)

既存の奨学金制度を利用すると大学に入ってからは何とかなると思いますが、大学に入る前の生活が成り立つための仕組みも非常に重要であることから支援をしていくということだと思います。貸与の時期はいつごろになる予定でしょうか？

(事務局)

入学金等の費用は入学前納付が原則であり、28年度内、平成29年の3月には、必要な方に支援ができるような制度設計としています。

(小野委員)

新しい生活をする上で例えば、アパートを借りるにしてもなんにしてもあらかじめ費用が必要になりますので、そういった点にご配慮いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(笹木委員)

資料1-1の6ページですが、(4)イは「学校」という文字を入れたほうがよろしいかと思います。

(事務局)

イについては高等学校等中退者ということで整理させていただきたいと思います。

(笹木委員)

資料 1-2 ですが、平成 28 年度の事業費の記載がありますが、これはむこう五年間、毎年この同じ予算がつくということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

表記されているのは 28 年度当初予算の額ということですので、その後も同じ額がつくということではございません。

(委員長)

他に何かございますでしょうか。

(小野委員)

今、笹木委員からお話があったところで、6 ページの (4) のイとウは、表現を統一した方がよろしいのではないかなと思います。

(事務局)

ウの表現で統一したいと思います。

(小野委員)

14 ページですが、「高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。」とありますが、資料の 1-2 の 13 ページの (5) では、入学検定料、入学金を支給するとなっていますので、これも統一したほうがよろしいのではないのでしょうか。ちなみに、県立学校では、入学考査料は入学者選抜手数料という名称です。なお私立高校では、検定料などを用いている場合もありますが、いずれにしても名称は統一が必要かと思えます。

(委員長)

他になにかございせんか。

(前田保委員)

この計画の趣旨は、子どもが生まれ育った家庭の事情によって、不利益がないように、こういうことが一番の趣旨だと思います。今回の計画は県庁内の各課、あるいは教育委員会等が、十分それぞれ調整をした中で、作られたと思います。事業の実施に当たっても県と他の機関との連携、それぞれの部署の調整も含め隙間のないように進めてほしいです。

また、資料 1-2 の 10 ページの新規事業で、「あおもりの未来を変える 0 歳からの家庭教育応援事業」の中で、「祖父母世帯を対象とした研修を行います」となっていますが、どのような内容かお聞きしたいと思います。

(事務局)

平成 28 年度の新規事業で、背景として父母が家に帰るまで、祖父母が子どもの面倒をみている家庭も増えています。具体的には青森県地域婦人団体連合会という団体にお願いしますが、今の子どもたちはこのような環境におかれてこういう育ちをしているということを、祖父母世代が直接お孫さんをみるときに、かつての知見とは違う部分もあるとは思っていますので、そういったことを周知するという内容となっています。

(前田保委員)

孫とおじいちゃんおばあちゃんといっても、同世帯で生活している家庭もありますし、別居してたまにお孫さんが実家に来るということもあります。祖父母世代は孫に対しては、あまり厳しくないと言われています。おじいちゃんおばあちゃんがない家庭で育った子どもと、おじいちゃんおばあちゃんがいる家庭で育った子どもでは何かしらどこか違うということも言われていますので、よろしく願いいたします。

(前田洋子委員)

今回の推進計画は、多方面から計画されておりますが、これが、本当に必要とする人たちをしっかりと支え

ていくものであってほしいと思っています。新しくできた計画で少し楽になった、という声を聞きたいものだと思っています。

(中嶋委員)

資料 1-1 の 8 ページの経済的支援の「(2) 国公立大学・専門学校生等に対する経済的支援」ですが、この項目の私立大学生の後にある記載がぶれているように見受けられます。(イ)の項目は移動となりましたが、今後、私立を対象に拡充していくという観点から残したのか、その確認です。

(事務局)

今後の対応も含め、大綱に準じた項目として設定しております。

(後藤委員長)

その他何かありますか。

(木浪委員)

資料 1-2 の 9 ページ、「5 支援する人員の確保等」(1)の「児童相談所虐待対応強化研修事業」の事業内容は児童相談所職員の専門性向上のための研修とあります。児童相談所に子どもがいるのは一時的で、それから児童養護施設や里親家庭に行くわけですが、児童相談所の職員の専門的な研修もさることながら、里親とか児童養護施設の方々の専門的なスキルの研修も必要になってくるのではないのでしょうか。

(事務局)

児童相談所の職員だけではなく、実際に子どもを預かる児童養護施設、あるいは里親さんの資質の向上は大変大事な項目だと理解しております。そのようなことから、9 ページの「5 支援する人員の確保等」の上か 2 つ目の事業で、要保護支援者研修事業という事業がありますが、これまでも、里親さんあるいは社会的養護の職員等を対象とした研修会を継続して実施しており、それについても引き続き、若干内容を見直した上で新たにこの事業を 28 年度から実施していくこととしております。

(笹木委員)

資料 1-2 の 1 ページの (4) ですが、2 つ目の事業の中に、「青森県市町村立高等学校」とありますが、現在市町村立の高等学校はありますか。

(事務局)

金木高校市浦分校が五所川原市立となっています。

(敦賀委員)

高等学校の生徒ですが、たとえば修学旅行が近くなると、お金がないから貸してくれという例と、卒業が近くなると授業料を滞納しているので貸してもらえないか、といった事例が、一年間に必ず 2、3 件出てきます。ギリギリにならないうちに、手立てをしてほしいと思っています。これは生徒自身の問題もそうですけど、保護者への指導も十分配慮した中で、進めていただきたいと思っています。

(齋藤委員)

スクールソーシャルワーカーの配置目標が 21 名となっています。学校をプラットフォームとして支援するというので、スクールソーシャルワーカーがかなり重要な役割を担うと思いますが、スクールソーシャルワーカーの方々がどのような問題に直面されているのか、どのような相談を受けているのかということ、たとえば学校教育課であるとか、福祉関係課で聴取したりする機会を設けているかということを確認したいのですが。

(事務局)

連絡会議を開催しており、ご意見を聴取する機会は設けております。意見として出ているのは、活動できる時間が多くはない、そのなかで一人の生徒にかかりつきりになることができない、といったことがあります。また、配置も 18 名の枠に対して 17 名となっています。各地域に 1 人程度となっていますので、28 年度は若干拡充する予定としております。

(齋藤委員)

これは今後、期間内にもう少し増やしていくということでしょうか。

(事務局)

現在、国では、スクールソーシャルワーカーなどのいわゆる専門職、教員以外の方々を学校のスタッフと位置づけて、チームとしての学校ということを方向性として打ち出しております。学校教育法等の改正が今後想定されますので、国の動向を見極めながらということにはなります。

参考までに、国では、31年度までに全中学校区に配置という目標を出しておりますので、県としても国の動向を見ながら、方向性としては拡充ということになっていくかと思えます。

(齋藤委員)

会議の開催の頻度はどの程度でしょうか。

(正部家委員)

教育委員会主催の会議が年2回あります。それとは別に、社会福祉士会でスクールソーシャル部会という形で、小中高のスクールソーシャルワーカーが集まって、話し合う場を持ち、講師などを迎えて話を聞くこともあります。やはり青森県独自のスクールソーシャルワーカーの話し合いの場がもたれるといいのではと考えております。ぜひよろしくお願ひいたします。

(笹木委員)

前回の会議でも質問と要望をお願いしたのですが、この計画は、向こう5年間の計画となるわけです。初年度の新規事業が示されていますが、先ほど齋藤委員からも質問があったように、一年目、二年目、三年目、五年目に最終的に何人まで増えるのかとか、そういう年次進行で最終目標をどこにおいているのかということがわかる計画になっていれば、すばらしいものなのかなという、そういった形になっていないのがちょっと残念だなという、これは私個人の意見ですがそのようなことを感じました。

(後藤委員長)

さきほどの木浪委員の質問に重なりますが、要保護児童支援者研修事業ですが、事業の主体はどこになるのでしょうか。実施主体がたとえば施設であったりする場合に、そこに対しても助成費などでバックアップをするということなののでしょうか。

(事務局)

事業の内容につきましては、今後具体的に進めていくこととなりますが、事業の実施主体、県こどもみらい課が主体で実施することで考えています。

(委員長)

課が変われば、担当者が変われば、ということではなくて、人が変わってもその最初のところで、誰のために何をやるのかというところをしっかりと、組織の末端まで一本線を通っていることが必要ではと思いますので、そのことを改めてお願ひしたいと思います。

また、もう一つですが、事業の広報になります。せつかく制度があっても活用されなければ、ということになりますので、広報のための費用はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

それぞれの事業に必要な広報の費用が盛り込まれています。

(委員長)

計画の関係事業担当課は様々ありますが、その縦ライン横ラインがスムーズに流れるような形であれば思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後になりますが、計画案についての意見への対応は、委員長の私に一任していただいて、私と県の方で調整するというので、委員会としては計画案を了承するというのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長)

ありがとうございました。なお、事業編は平成 28 年度の県事業として固まったものであり、これを直ちに修正するというのはできませんので、会議の意見については、今後の施策の推進に当たり、県として充分ご留意くださるよう要望します。

では、議事はこれで終了とします。

(事務局)

後藤委員長、ありがとうございました。委員のみなさま方におかれましては、お忙しい中、計画の策定に当たり、ご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。閉会にあたりまして、健康福祉部長からあいさつがあります。

(健康福祉部長)

第 4 回青森県子どもの貧困対策推進計画等検討委員会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には年度末の大変お忙しい中、当会議にご出席を賜り、「青森県子どもの貧困対策推進計画案」について御検討いただきました。誠にありがとうございます。

県では、計画策定に当たり、今回も含めて 4 回の会議を開催してきたところであり、毎回、皆様方には本県における子どもの貧困対策に関して、多くの御意見、御提言を頂きました。改めてお礼申し上げます。

計画策定後は、これまで皆様からいただいた御意見等を踏まえ、県民の皆様を始め、各関係方面のお力添えを頂きながら、本県の子どもの貧困対策に関する総合的な施策の充実に努め、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県の実現に向けて取り組んで参りたいと考えております。

最後になりますが、委員皆様方の今後の御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

(閉会)